

●香川県警察本部告示第2号

平成18年香川県警察本部告示第8号（口頭により開示請求できる個人情報）の一部を次のように改正し、平成30年5月1日から施行する。

平成30年4月27日

香川県警察本部長 河 合 信 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
香川県警察官採用選考試験（香川県警察本部長が実施する試験に限る。）	第1次選考の総合得点、種目別得点及び総合順位	第1次選考の不合格者にあつては第1次選考合格者発表の日から1月間、第1次選考の合格者にあつては最終合格者発表の日から1月間	香川県警察本部警務部人事課				
	第2次選考の順位	最終合格者発表の日から1月間					
香川県警察職員採用選考試験（香川県警察本部長が実施する試験に限る。）	第1次選考の総合得点、種目別得点及び総合順位	第1次選考の不合格者にあつては第1次選考合格者発表の日から1月間、第1次選考の合格者	香川県警察本部警務部人事課				

		にあつては最終合格者発表の日から1月間	
	第2次選考の順位	最終合格者発表の日から1月間	
香川県警察任期付職員登録試験	第1次試験の総合得点、種目別得点及び総合順位	第1次試験の不合格者にあつては第1次試験合格者発表の日から1月間、第1次試験の合格者にあつては最終合格者発表の日から1月間	香川県警察本部警務部人事課
	第2次試験の順位	最終合格者発表の日から1月間	
香川県警察臨時職員登録試験	総合順位	最終合格発表の日から1月間	香川県警察本部警務部人事課
警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習の修了考査	略		
略			

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習の修了考査			略
略			